平成２５年（フ）第１０７号
北海道中川郡豊頃町中央新町24番地
債務者　佐藤　信江
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
北海道中川郡幕別町札内北町19番地の１
債務者　恒川　聿子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
北海道帯広市大正町基線100番地34　東明寮
債務者　和田　幸蔵
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第６８５９号
埼玉県八潮市中央１丁目15―８　グリーンパーク第１八潮401
債務者　橋本惠美子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０１号
静岡県菊川市加茂4578番地の１
債務者　的場マリオ　シゲル（ＭＡＴＯＢＡ　ＭＡＲＩＯ　ＳＨＩＧＵＥＲＵ）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２９６２号
大阪府交野市倉治３丁目22番32号
債務者　宮司慎太郎
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３９５５号
東京都江東区大島１丁目11―５―407
破産者　吉川　昌子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５７号
東京都小金井市本町２丁目20―５―302
破産者　橋口　奈奈
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７４号
東京都杉並区浜田山４丁目27―２　コート藤建１
破産者　山下　恭功
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０２７号
埼玉県川口市東領家２―11―12　ビーブラウン812―102、住民票上の住所東京都足立区江北４丁目６―14
破産者　菅原　和幸
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０７９号
神奈川県川崎市高津区溝口３丁目14―13―303
破産者　木場　繁美
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６号
栃木県小山市神鳥谷６丁目10番36号
破産者　株式会社ドリーム
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第９８０４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目１番８号
破産者　株式会社アーキメディア
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１８２号
東京都江戸川区上篠崎２―４―14　金井方、住民票上の住所東京都江戸川区西篠崎２丁目８―13
破産者　中村　伸一
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０１号
東京都多摩市関戸４丁目４番地１
破産者　Ｃｌｅａｒホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０２号
東京都八王子市上柚木３丁目19番地２―102
破産者　Ｃｌｅａｒホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０９５号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目157―６
破産者　佐々木　進
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５５５号
東京都江戸川区船堀６丁目５―４―1207
破産者　横山　健次
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部